

○平成三十一年総務省告示第三十号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件）

（平成三十一年二月二十四日）

（総務省告示第三十号）

改正 令和 二年 九月二九日総務省告示第二九〇号

同 六年 二月二〇日同 第四五二号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の十一から第三十二条の十五まで及び第三十二条の十七（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を次のように定める。

なお、平成二十六年総務省告示第三百四十三号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件）は、廃止する。

第一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線

設備若しくは同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。

一 送信タイミングの条件

インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示されたサブフレームにおいて送信を開始するものとする。この場合において、当該送信の開始の時における送信タイミングの偏差は、（±）一三〇ナノ秒の範囲であること。

二 ランダムアクセス制御の条件

一 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する場合にあつては、四〇三サブフレーム）以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を

受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

- 2 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は二三サブフレーム（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する場合にあつては、四〇三サブフレーム）以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかつた場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。

三 タイムアライメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四 位置登録制御の条件

- 1 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されているものと一致しない場合には、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、インターネットプロトコ

ル移動電話用設備から指示があつた場合、又は利用者がインターネットプロトコル移動電話端末等を実行した場合は、この限りでない。

- 2 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合には、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

五 受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話端末等の近傍のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該受信レベルがインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件を満たす場合にあつては、その結果をインターネットプロトコル移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。

第二 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。

一 送信タイミングの条件

インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレ

ムに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示されたシンボルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、サブキャリア間隔が一五KHz及び三〇KHzにおいては(±)一三〇ナノ秒、サブキャリア間隔が六〇KHzにおいては(±)六五ナノ秒、サブキャリア間隔が一二〇KHzにおいては(±)一六・二五ナノ秒の範囲であること。

二 ランダムアクセス制御の条件

- 1 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一シンボル以降の最初に制御信号の検出を試みるシンボルから一〇ミリ秒以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指定された時間内にインターネットプロトコル移動電話用設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指定された条件において情報の送信を行うこと。
- 2 前号において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び同号に規定する動作を行うこととする。この場合において、再び同号に規定する動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。

三 タイムアライメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四 位置登録制御の条件

- 1 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末に記憶されているものと一致しない場合には、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があつた場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。
- 2 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合には、インターネットプロトコル移動電話端末に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。
- 3 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十又は第四十九条の二十三の七に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となっており、位置登録制御を同令第四十九条の六の九、第四十九条の六の十又は第四十九条の二十三の七に規定する方式の無線設備を使用する端末設備においてインターネットプロトコル移動電話端末にあつては、第一号及び第二号の規定を適用しない。

五 受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話端末の近傍のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該受信レベルがインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件を満たす場合にあつては、その結果をインターネットプロトコル移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。